地域主権を確立するための推進体制　～“政治のリーダシップ”と“地方の参画”で地域主権を！～

⇒　地方に関わる事項について、地方が同意/拒否の決定権を持つ

１．リーダーシップとそれを補完する仕組みの充実　　国の政策立案過程への地方の参画

【政治のリーダーシップ】

◆首相が強力なリーダーシップを発揮

〇内閣法を改正し、閣議での合意を前提とすることなく、指揮監督できるようにする

◆分権担当大臣の機能強化

〇分権担当大臣を総務大臣から独立（兼務解消）するとともに常設ポスト化
〇地方行政経験者の大臣への起用
〇党の分権委員会の委員長を兼務

両　輪

【リーダーシップを補完する仕組み】　【国の政策立案過程への参画】

◆「（仮称）分権改革諮問会議」を内閣又は内閣府に設置

《ポイント》

〇首相直属の会議として首相のリーダシップで企画・決定
〇分権担当大臣が有識者、地方代表等と議論をリード　　省庁の壁を打破
〇〃　　が党の分権委員会委員長を兼ねる
〇党の政調会長を国務大臣として、会議に組み込む　　政府と党で一体的に推進

《役　　割》

〇首相の諮問に応じて、地方分権改革に関する重要事項について調査審議
・国と地方の役割分担のあり方
・国と地方の税財政制度のあり方
・広域自治体、基礎自治体のあり方　など

《構　　成》

〇首相、官房長官、分権担当大臣、総務大臣、財務大臣、国務大臣（党政調会長）
有識者、地方の代表者　（必要に応じて関係大臣が出席）

《事 務 局》

〇内閣又は内閣府に独自の事務局を設置
〇首相、分権担当大臣の指示のもと、十分な企画・検討の行える体制
自治体職員、民間人材を中心に事務局を構成

◆「（仮称）新地方分権改革推進法」制定

〇これまでの時限法から恒久法とし、分権改革を強力に推進
〇今後の分権改革の基本理念・方針を規定するとともに、推進の仕組み・体制について明記
―「（仮称）自治院」「（仮称）分権改革諮問会議」の設置など

◆官僚システム改革
～官僚は国民の奉仕者
（各省庁の奉仕者でない）～

〇人事採用制度の抜本改革
・内閣人事局による一括採用
・内閣人事局に幹部職員は所属　など

２．国の行政過程・立法過程への地方の参画

【国の行政過程への参画】

◆地方に関わる事項について地方が参画し決定する「（仮称）自治院」の創設

《位置づけ》

〇法律に基づき、各省庁から独立して内閣に設置

《構　　成》

〇地方代表者等で構成する合議制の組織

《役　　割》

〇地方財政、地方制度に関する勧告
〇地域における事務の法令改廃の監視（同意、拒否）
〇国と地方の係争の処理　　など

【国の立法過程への参画】

◆参議院に「首長等枠」を新設　～地方の政治力を飛躍的に向上～

〇地域ブロック毎に知事、市町村長、地方議会議員を被選挙要件として選出
〇地方自治法１４１条（普通地方公共団体の長と国会議員）等を改正して兼職を容認